

国有林材の安定供給システム販売申請説明書

国有林材の安定供給システム販売に係る申請にあたっては、下記事項を確認のうえ申請を行ってください。

1 申請の基本的事項

(1) 販売対象樹材種及び数量

申請は、「国有林材の安定供給システム販売（製品販売）」の募集公告に明示されている物件番号ごとに申請してください。複数の物件を希望する場合は、物件毎に申請書を提出して頂きます。

(2) 納付場所

物件の引渡し場所は山元土場または中間土場とします。

(3) 希望購入価格

希望購入価格は消費税を除いた金額とします。

(4) 年間購入数量の制限

年間購入数量の制限については、次のとおりとします。

ただし、制限範囲を超えることが予想される場合には、事前に当該森林管理署長等を経由し森林管理局長の審査を受け、その指示に従うものとします。

なお、自然災害、事故及び犯罪など、購入者の責のない事由による場合を除き年間購入数量が下限数量を下回る場合には、当該購入者は次年度のシステム販売の公募に参加できない場合があります。

① 年間購入数量の上限については、協定締結予定数量の 120%とする。

② 年間購入数量の下限については、協定締結予定数量の 80%とする。

(5) 物件の出材地点、販売予定期間は生産請負事業等の動向により変更することがあります。また、協定締結後であっても、システム販売予定箇所の製品生産請負事業等の発注が不可能となった場合等には販売できないこともあります。

(6) 販売を予定する長級、径級及びそれぞれの数量は、立木資材から推定したものですので、実際の販売数量等の割合とは異なります。

(7) 購入希望価格の明細に売買契約等にあたっての条件が付された物件は、当該条件を遵守することを踏まえ申請してください。なお、売買契約等にあたっての条件は国有林材の安定供給システム協定書第 9 条及び民国連携した林産物の安定供給システム協定書第 10 条の特約条件等に追加することもあります。

2 企画提案の内容等

(1) 企画提案の具体的な取り組みは、システム販売の目的を踏まえ、その内容を可能な限り詳細かつ具体的に記載して下さい。取組内容を数量的指数で表すことができる場合は数値を含め記載して下さい。なお、記載内容について電話などにより問い合わせを行うことがあります。

(2) 共同または販売協定を結んで申請する場合の企画提案書については、代表者を

定め、その代表者が企画提案をとりまとめのうえ作成して下さい（申請者ごとの企画提案書の作成は不要）。

- (3) 購入希望価格明細における販売予定材について、径級や曲がり（矢高）などの受入規格の要望がある場合は、その内容がわかるものを添付して下さい。ただし、要望される規格どおりの販売となるものではありません。
- (4) 協定者は、購入する林産物の利用及び加工・流通等に係る取組その他について、提出された企画提案書の内容を踏まえたものとなるように努めて下さい。
- (5) 協定期間終了後に提出する「国有林材の安定供給システムに係る結果報告書」は、企画提案の取組内容に対しての実施状況を具体的に、数量的指数で表すことができる場合は数値を含め記載して下さい。
- (6) 関東森林管理局販売推進委員会において、前項(6)の「国有林材の安定供給システムに係る結果報告書」等から企画提案の内容を踏まえた取組が実施されていないと判断された場合は、次回のシステム販売の企画提案書で加算点からの減点が行われます。

3 審査結果の公表

物件毎の申請件数、協定者、企画提案書内容の概要等についてホームページ等で公表します。

4 国有林材の販売数量の確定方法

販売数量の確定については、次のとおりとします。

一般材については、森林管理署長等が行う検知により確定することとします。また、低質材については、重量検知により確定することを基本とします。

層積検知により確定する物件については、別紙1「令和7年度システム販売物件一覧（1次募集）」の備考欄に「層積検知」となっている物件であり、これ以外は重量検知となります。

なお、重量検知の物件であっても、年度当初や製品生産請負の事業終盤など緊急的に数量確定を要する場合等については、層積検知により確定する場合があります。

重量検知により計測した低質材の販売金額は、計測された重量に全国木材チップ工業連合会が公表している換算係数を乗じて材積に換算し、これに協定単価を乗じて算定します。

この場合、低質材Nについては $1.25 \text{ m}^3 / \text{t}$ 、低質材Lについては $0.8 \text{ m}^3 / \text{t}$ として取り扱うこととします。

重量検知による数量の確定等に当たっての具体的方法は、「国有林材の安定供給システム販売（製品販売）」の募集公告の別紙8「令和7年度第1次システム販売公募に係る低質材の重量検知について」のとおりとします。

なお、協定締結者は適正な検知の確保を図る観点から、トラックスケールの点検について、森林管理署長等からの点検実施の申し出を拒むことはできないこととします。

5 販売価格の決定方法等

契約時の販売価格は、協定単価に出材材積を乗じて算出した価格の総額以上、かつ、署等で算出した予定価格以上とします。

なお、協定締結後に地域市場の取引価格調査の結果と協定価格に著しい乖離がある場合には、協定単価の変更について協議できることとします。

6 売買契約及び引渡し

(1) 売買契約の締結月日は、森林管理署長等と購入者の間で調整の上決定することとします。

(2) 引渡しは代金の納入を確認した後に行うこととします。

(3) 低質材の検知を重量検知により実施する場合は、国有林材の安定供給システム販売（製品販売）」の募集公告の別紙8「令和7年度第1次システム販売公募に係る低質材の重量検知について」のとおり概算売買契約とします。また、概算売買契約の一契約期間は3ヶ月以内とし森林管理署長等と協議の上定めることとします。

(4) 概算売買契約においては、契約保証金を免除することができます。この場合、最終の引渡しについては、精算代金の納付後に引渡しを行うこととします。

(5) 引渡し後の土場等からの木材の搬出期限は、売買契約書において定めます。